

別表（第3条、第8条関係）

1 対象事業			2	3	4	5	6	7	8	9
対策	細事業名	内容	事業実施主体	補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率	限度額 (補助金)	重要な変更	その他
人づくり	産地強化支援事業	協議会活動支援	生産組織	協議会活動に係る経費 (会議、技術研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等に必要経費等)	/	/	10/10	/	補助金の増額	ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
物づくり	生産・技術向上支援事業	単取向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	JA、農業者、法人等	単取向上、品質向上に係る機械、資材の導入に必要な経費等 (CO <sub>2</sub> 施用装置、軸折れ防止ネット資材等)	1/2 又は 第6欄の率 ※1	市町村	1/3	350千円/ 事業実施主体		
	販売促進・消費拡大支援事業(PR支援)	「とっておき」PR資材等作成支援	生産組織	共通段ボール、パッケージ作成、のぼり等販売促進に必要な資材の経費等 (出荷資材、パッケージデザイン料、のぼり等販売促進資材作成に係る経費等)	/	/	10/10	/		
	販売促進・消費拡大支援事業(一般)	商談会等販売促進活動支援	生産組織、JA、農業者、法人等	商談会出展等「とっておき」PR活動や販路開拓等に必要な経費等 (商談会等出展料、旅費、郵送費、試食宣伝経費等)	2/3	市町村	1/2	150千円/ 事業実施主体		
	販売促進・消費拡大支援事業(広域)			※上記の取組に要する経費 市町村をまたがって活動する広域の場合に限る。	/	/	1/2			
環境づくり	産地規模拡大支援事業	イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証	生産組織、JA、農業者、法人等	(1) 新たな大型低コストハウス試作・高設システムの整備に必要な経費等	1/2 又は 第6欄の率 ※1	市町村	1/3	4,000千円/ 事業実施主体		
		種苗供給体制の構築に係る育苗環境の整備支援		(2) 育苗受託者によるハウスや育苗用ベンチの導入に必要な経費等				2,100千円/ 事業実施主体		

※1市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める。